

ア ス ク

Advise and Support Care services

発行：特定非営利活動法人アスク

発行人：佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189 佐藤方 TEL・FAX 0287-62-4310

mail：npo.asc@nasuinfo.or.jp

web：http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/

2006年 年頭に当たって

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

アスク立ち上げのきっかけとなった介護保険は、2006年度大きな制度改革が行われます。現在の要支援と要介護1のうち7割程度の人が、新しく要支援1、要支援2として介護予防に力点を置いたケアプランの元に介護予防サービスを受けることとなります。そのケアプランを担うのが新たに区割りされた生活圏域に設置される「地域包括支援センター」です。高齢者の中から虚弱者や閉じこもり状態の人をハイリスク高齢者として抽出し、要介護状態にならないための介護予防教室（体操や筋力トレーニング）や栄養指導へ誘導することも地域支援事業として介護保険事業の中に取り込まれます。昨年10月からは施設居住費や食費の自己負担の増額など、費用負担について変更が加えられ、新年度の介護保険料はどの自治体でも増額が予定されています。これらの変更で予想される問題点についてはすでにニュースレター紙上でお知らせしているとおりですが、今後も注目して見ていかなければなりません。目下、各自治体で介護保険事業計画の策定が進められているところですので、会員の皆様も居住している自治体の事業計画策定に関心を払っていただきたいと思います。

栃木県での福祉サービス第三者評価制度がスタートし、早速、ある特養の評価調査活動を始めました。3月末には評価結果の公表ができるよう取り組んでおります。第三者評価は福祉サービスの質の向上のために有効な制度ですが、事業所の運営者や職員が評価調査に前向きに取り組むことによって、より効果が上がります。評価調査者は事業者の前向きな姿勢に対応できるよう学習や情報収集に励まねばなりません。会員の皆様にも学習の一端に触れていただきたいと思います。折りに触れ公開学習会や講演会を開催いたします。

昨年「障害者自立支援法」が成立し、今後障害者への支援サービスの内容、費用負担などに大きな変化が予想されます。法の趣旨は障害者が地域の中で自立して生活できるように環境や制度を整備するというものですが、賛否両論があり、内容をよく知る必要があります。巻末の案内のように講演会を計画しましたのでぜひお出かけください。

アスクは市民の立場に立った相談事業、啓発事業、調査研究、提言活動、そして評価事業に取り組めます。「誰もが安心して暮らせる街づくり」に向けて、本年もアスクの活動へのご支援とご協力をお願いいたします。

理事長 佐藤由紀子

理解してますか個人情報保護法

個人情報保護法は施行されたけれど

昨年4月より施行された個人情報保護法について、適切な対応を行っている社会福祉事業者は、まだ少ないと思う。JR福知山線の列車事故の際に関係者が被害者の入院先の病院名を教えることを拒否した結果、死に目に会えない親族がいたという話や、面会に行った先の病院で、病室に名札が出ていないためどの部屋に入院しているか分からず、ナースに尋ねても教えてもらえなかったなどという話も聞こえてくる。

私がある福祉施設の責任者に個人情報保護の対応を呼びかけた時も、こうした話を口実に特に対応する考えがないと回答されたことがある。あまりのコンプライアンス意識の低さに閉口してしまった。

個人情報の不適切な取得・利用を防ぐ

個人情報保護法というネーミングが誤解を生んでいる面もある。個人情報取扱適正化法とすべきではなかったかという話をする人もいる。行政取締法規たる個人情報保護法は、プライバシー保護というよりも、悪質な事業者などが、個人情報を不適正に取得したり活用したりすることを防止することを目的としたものである。現代社会はこうした反社会的行動に対して適切に備えるしくみを作らないと、大変怖い事件が起きかねない。想像してみてください。利用者の家庭事情が漏れて、オレオレ詐欺やリフォーム詐欺に利用されてしまったら。筆筒の引き出しに預金通帳をしまっていたことが不心得者に知られてしまったら。園児の名簿が悪用されて、子供が犯罪に巻き込まれてしまったら。個人の権利・利益を保護

できないサービスは、そもそも適切なサービスではないと言いたい。

支援のため、個人情報の共有は必要

一方で、保護を名目とした過度の配慮は社会福祉事業においてはマイナスの結果をもたらす。利用者に対する援助を行う際に、個人情報が手に入らないと必要な援助を行うことができなくなるからである。利用者の困った状態を根本から解決し、自立を支援するためには、困った状態に至る原因や背景など、必要な情報を収集しなくてはならない。利用者のニーズに対して適切に対応するためには、事業所の内外を問わず、支援担当者間で個人情報を共有し、継続的に管理し続けることが不可欠である。また、ボランティアや近隣住民など、インフォーマルサポートも考えなくてはならないので、そうした人たちとも一定の情報を共有する必要がある。個人情報を適切に管理し、必要に応じ保護を図ることは、社会福祉事業者にとって避けては通れない重要な課題と認識すべきである。

個人情報の活用と適切な保護はセット

したがって、個人情報をこれまで以上に積極的に活用し、サービスの質を向上させていくために、保護対策についても万全を期しておくという視点が重要となる。「何のためにこの情報を得るのか」「得た情報をどのレベルで共有し、どのように活用するのか」明確にした上で個人情報を活用し、同時に適切に保護するしくみづくりが必要となる。

個人情報保護法の趣旨を正確に把握することが必要

行政指導監査で問題指摘されず、第三者評価で減点されないというだけなら、他人が作った個人情報保護方針や規程をコピーして使い、誓約書等の書類を整備するだけでも足りるが、保護の実効性は極めて低い。経営トップが個人情報の保護と活用の重要

性を認識した上で、全組織をあげて時間をかけて取り組みを進めることが重要である。まずは、関係者全員が個人情報保護法の趣旨を正確に把握することが出発点となる。学習・研修を通じて利用者との信頼関係や職員の援助の質を向上させていく機会を得ることになるだろう。

理事 田中義博

個人情報保護法とは

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)は、官民を通じた基本法の部分と民間事業者に対する個人情報の取り扱いルールの部分から構成され、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益を保護を目的に、本人の意図しない個人情報の不正な流用や、個人情報を扱う事業者がずさんなデータ管理をしないように、一定数以上の個人情報を取り扱う事業者を対象に義務を課す法律。2005年4月1日より全面施行され、事業者は個人情報の適正な取扱いが求められることとなりました。

個人情報取扱事業者の義務として、以下の原則(取り扱いのルール)を定めています。

1. 利用方法による制限(利用目的を本人に明示)
2. 適正な取得(利用目的の明示と本人の了解を得て取得)
3. 正確性の確保(常に正確な個人情報に保つ)
4. 安全性の確保(流出や盗難、紛失を防止する)
5. 透明性の確保(本人が閲覧可能なこと、本人に開示可能であること、本人の申し出により訂正を加えること、同意なき目的外利用は本人の申し出により停止できること)
6. 第三者提供の制限(本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止)

この法律によって、本人の了解なく個人情報の流用や売買、譲渡は規制されることとなります。国の定める一定数以上の従業員を持つ企業体や、大量の個人情報をデータベース化(電子情報、紙データを問わない)する事業者は、個人情報を第三者に提供する際に、利用目的を情報主体(本人)に通知し了解を得なくてはなりません。また不正流用防止のための管理を行う義務が発生します。

この法律は、基本的には本人である個人の権利を定める法律ではありません。個人情報を取得し取り扱っている事業者に対し、利用目的の特定および制限、適切な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの様々な義務と対応を法で定め、それに違反すると行政処分が下され、さらに主務大臣の命令に反した場合には罰則が科せられることとなります。

**@福祉に携わる人のための学習会
「個人情報保護法を理解する」**

講師：NPO法人アスク理事
社会保険労務士 田中義博 さん
とき 2006年1月31日(火)
18:00～20:00
ところ 那須塩原市(旧黒磯市)
いきいきふれあいセンター
参加費 無料
主催 特定非営利活動法人アスク
TEL/FAX 0287-62-4310
E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

**@第三者評価普及啓発セミナー
福祉サービス第三者評価の意義とは
～サービスの質の向上に向けて～**

基調講演
「福祉サービス第三者評価の目的・意義とは」
講師：日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科教授、特定非営利活動法人
メイアイヘルプユー代表 新津ふみ子氏
シンポジウム
「栃木県の福祉サービスの質の向上に向けて」
とき 2006年2月10日(金)
13:00～16:00(12:30受付)
ところ とちぎ福祉プラザ多目的ホール
(宇都宮市若草1-10-6)
参加費 無料
主催 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
TEL 028-622-7555
FAX 028-622-2316
申込締切 2006年1月24日(火) 必着

@那須塩原市消費生活と環境展

アスク出展内容
「介護保険制度改正で何が変わるのか」
・今まで使っていたサービスがどう変わるの？
・新しく導入される予防給付でどんなもの？
・地域包括支援センターの役割は？
介護保険制度改正の疑問に答えます
とき 2006年2月19日(日)
10:00～15:00
ところ 那須塩原市(旧黒磯市)
いきいきふれあいセンター

**@NPO法人アスク講演会
よく知ろう「障害者自立支援法」
障害者にとってのメリット、デメリット**

講師：市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰
小竹雅子 さん
とき 2006年3月26日(日)
13:30～15:30 講演と質疑応答
15:30～17:00 懇談
ところ 宇都宮市東コミュニティセンター
〒321-0962宇都宮市今泉町2137
TEL 028-638-5782
参加費 アスク会員 / 1000円
非会員 / 2000円
学生 / 1000円
主催 特定非営利活動法人アスク
後援 宇都宮まちづくり市民工房
問合せ・申込先
特定非営利活動法人アスク
TEL/FAX 0287-62-4310
E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp